

きません。ポスター規制問題について、我が党の反対にもかかわらず、洋上投票などとともに一本の法案にまとめられたことは極めて遺憾であります。

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありますか。
んか。

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ポスター規制という選挙制度の原則上の問題が含まれている以上、前の二点については賛成でありますけれども、本起案については反対せざる

そのとおり決しました。
次回は、公報をもってお知らせする」とし、
本日は、これにて散会いたします。

を得ないのだということを申し述べて、意見表明を終わります。

午後二時十七分散会

公職選舉法の一部を改正する法律案

この際、公職選挙法の一部を改正する法律案の起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。野田自

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四十九)の一部を
次のように改正する。

○野田(毅)國務大臣　本法律案の提出に当たら
ました議員各位の御努力に、深く敬意を表するも
治大臣。

目次中「第九条—第十二条」を「第九条—第十二条」に、「第十二条（選挙権及び被選挙権を有しない者）」を「第十二条（選挙権及び被選挙権を有しない者）」とし、

のであります。
政府といたしましては、本法律案について、
異議はございません。

第十一条の二（被選挙権を有しない者）に、「第一百一十条の五一（一百一十）

○桜井委員長 これより採決いたします。
まず、公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております。

条の十四」を「第一百一条の五—第二百一条の十五」に、「第二百一一条の十四（政党その他の政治団体の幾四氏志）」を「第一百一一条の十四（選挙権の幾四氏志）」

す起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

國体の機関誌(以下略)」。
第一百一一条の十五 (政党を
動の期間前に掲示されたポスターの撤去)
の他の政治団体の機関紙(以下略)
」に改め

○桜井委員長 起立多数。よって、そのとおり決
しました。

第一回
第一章中第十一條の次に次の二条を加える。
(被選挙権を有しない者)

次に、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委

第十一條の二 公職にある間に犯した前条第一項
第四号に規定する罪により刑に処せられ、その
執行を終り又はその執行の免除を受けた者で

員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

その執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過する二年、二十三月、支度金を差し引く。

○桜井委員長 起立總員。よって、そのとおり決
しました。

3 した日から五年間
選挙権を有しない
第四十九条に次の一項を加える。

お詫びいたします。
両法律案の提出手続等につきましては、委員長

にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これらに準ずるものとして自治省令で定める船舶に

(昭和二十一年法律第二百号)第一条(船員)に規定する船員をいう。)であるもののうち選挙の当日第一項第一号に掲げる事由に該當すると見込まれるもの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第八十六条の八第一項中「第十一條(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項」の下に、「第十四条の三中第二百一条の十四を第二百一条の二(被選挙権を有しない者)」を加える。

第十四条の三中第二百一条の十四を第二百一条の十五とし、第二百一条の十三の次に次の二条を加える。

(選舉運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)

第一百二十三条の十四 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならない。

理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署に通報するものとする。

第二百三十五条の二第一号中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」を「第二百一条の十五(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第二号中「第二百一関紙誌)第一項」に改め、同条第一項第二号中「第二百一関紙誌)第一項」に改め、同条第一項第三号中「第二百五十二条の三第一項中「第二百一条の十四(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第一項」を加える。

第二百五十五条に次の二項を加える。

3 第四十九条第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長または投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所など、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。第二百六十三条第四号中「並びに同条第二項を、「同条第二項」に改め、「郵送に要する費用」の下に並びに同条第三項の規定により行われる送信に要する費用」を加える。

第二百六十九条の二中「取扱い」の下に「(国外にある船舶におけるものを除く。)」を加える。

第二百七十条第一項中「前項の規定にかかるらず」の下に「、第四十九条(不在者投票)第一項若

第四百六十三条のうち公職選挙法第十七章中第二百七十四条の次に一条を加える改正規定のうち同法第二百七十五条第一項第二号中「第二百一条の十一第十一項」の下に「及び第三百一条の十四(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第二項」を加え、同項第五号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改め、同条第二項第一号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改める。

二百一十二条の十一第十一項を「並びに第二百一条の十一第十一項」に改め、同項第五号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改め、同条第二項第一号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改める。

二百一十二条の十一第十一項を「並びに第二百一条の十一第十一項」に改め、同項第五号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改め、同条第二項第一号中「及び第二百一条の十一第十一項」を「並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改める。

第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を用して株取引等(株券等(株券端株券を含む。)、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。)の取得又は譲渡を行うことはならない。

第一条 前条の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

第一条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定は、この法律の施行前に行つた

株券等の信用取引(証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会社をいう。)から信用の供与を受けて行う株券等の買付け又は売付けをいう。)の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

政治に対する国民の信頼を高めるとともに、船員である選挙人のうち選挙の当日遠洋区域を航行する船舶において職務に従事すると見込まれる者に衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙における投票の機会を与えるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間を五年間延長するとともに、船舶において投票の記載をし、これをファクシミリ装置を用いて送信する方法による投票方法を設け、あわせて選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となつたときは、当該ポスターにつき撤去義務を課す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億五千万円の増加となる見込みである。

政治倫理の確立を期すため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億五千万円の増加となる見込みである。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案

(仮名による株取引等の禁止)

平成十一年八月三日印刷

平成十一年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局